

第2章 国別評価

(1) 核兵器国

1. 中国 (核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	10/101 (9.9%)
<p>約 270 発の核弾頭を保有すると見積もられ、大陸間弾道ミサイル (ICBM) 及び潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) を中心に核戦力の近代化を積極的に推進している。核兵器禁止条約 (TPNW) の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。核兵器のない世界に向けたコミットメントを繰り返す一方で、5 核兵器国の中で唯一、核兵器の削減に取り組んでいない。さらに、包括的核実験禁止条約 (CTBT) を依然として批准せず、兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムも宣言していない。核兵器の先行不使用、並びに非核兵器国への無条件の消極的安全保証を宣言し、意図の透明性を強調する一方、核戦力など能力面に関する情報は一切公表していない。</p>	
核不拡散	31/47 (66.0%)
<p>国際原子力機関 (IAEA) 追加議定書を締結しているが、補完的なアクセスに関する規定はない。中国は、輸出管理に係る国内実施体制の強化、あるいは安保理決議で定められた対北朝鮮制裁の履行に従事してきたと述べている。しかしながら、中国の取組が依然として十分ではないとの事例も報告されている。パキスタンへの原子炉輸出が原子力供給国グループ (NSG) ガイドラインに反しているとの指摘が続いている。</p>	
核セキュリティ	25/41 (61.0%)
<p>法令整備や妨害破壊行為に対する物理的防護措置などの INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置の導入を進めている。高濃縮ウラン (HEU) 最小限化の努力、IAEA の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) ミッションの受け入れ、中心的拠点 (COE) を通じたキャパシティ・ビルディングなど、核セキュリティ強化に対する能動的姿勢を示し続けている。</p>	

2. フランス (核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	23/101 (22.8%)
<p>自国の核弾頭数の上限を 300 発とし、核戦力の削減、並びに軍事目的に必要ないと判断した核分裂性物質の民生用への転換や保障措置の適用も進めている。核軍縮関連の国連総会決議には軒並み反対し、とりわけ核兵器の非人道性や法的禁止に関する問題では、厳しい態度が目立った。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。核ドクトリンに大きな変更はなく、核兵器の役割の低減は必ずしも進んでいない。CTBT 検証システム発展や発効促進に積極的に取り組んでいる。</p>	
核不拡散	40/47 (85.1%)
<p>補完的なアクセスに関する規定を含む IAEA 追加議定書を締結している。民生用核物質が存在するすべての施設 (濃縮・再処理施設などを含む) が欧州原子力共同体 (EURATOM) により査察されてきた。IAEA 保障措置制度への貢献や輸出管理制度の整備状況など、核不拡散に積極的に取り組んでいる。</p>	
核セキュリティ	26/41 (63.4%)
<p>関連条約をすべて批准しており、不法移転の防止や核鑑識協力などに関与している。法令整備や輸送の安全、核物質防護体制の強化など、INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置の導入を継続的に実施している。</p>	

3. ロシア（核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	7.8/101 (7.7%)
核兵器は数的には削減傾向にあり、新戦略兵器削減条約（新 START）の履行も継続しているが、依然として約 7,000 発の核弾頭を保有するとみられ、老朽化した戦略核戦力を更新すべく ICBM 及び SLBM の活発な実験・配備を実施してきた。また、中距離核戦力（INF）条約に違反した巡航ミサイルの開発が疑われている。核軍縮関連の国連総会決議には軒並み反対し、とりわけ核兵器の非人道性や法的禁止に関する問題では、厳しい態度が目立った。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。米国や北大西洋条約機構（NATO）諸国などに対する核戦力を示した示威的言動が 2017 年も繰り返された。	
核不拡散	35/47 (74.5%)
IAEA 追加議定書を締結しているが、補完的なアクセスに関する規定はない。また、追加議定書の適用は自発的になされるべきだとし、その検証標準化には消極的である。西側諸国ほどではないものの、核不拡散には概して積極的な対応を講じている。	
核セキュリティ	19/41 (46.3%)
すべての関連条約を批准しており、不法移転の防止、核鑑識の取組や INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置導入などが進んでいる。ロスアトム（ROSATOM）技術アカデミーの下で多様な教育・トレーニングを行うなど、キャパシティ・ビルディングへの貢献が目立った。	

4. 英国（核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	25/101 (24.8%)
核兵器を漸進的に削減しており、2020 年代半ばまでに、運用可能な核弾頭数を 120 発以下に、また全ストックパイルを 180 発以下に削減する予定である。ヴァンガード級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）4 隻の建造が開始された。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。CTBT 検証システム発展や発効促進に積極的に取り組んでいる。	
核不拡散	39/47 (83.0%)
補完的なアクセスに関する規定を含む IAEA 追加議定書を締結している。また、国内のすべての民生用核物質を保障措置下に置いている。EURATOM 脱退後の保障措置システムの確立に関する国内法案が議会に提出された。輸出管理の実施をはじめ、引き続き積極的に核不拡散に取り組んでいる。	
核セキュリティ	25/41 (61.0%)
法令整備、サイバー脅威対策などを中心に INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置の導入を進めている。また、IAEA による核セキュリティ関連の技術会議の開催や、核セキュリティ基金への財政的拠出などの貢献も目立ったほか、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GINCT）を軸とした多国間協力にも力を入れている。	

5. 米国（核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	16.7/101 (16.5%)
<p>ロシアに次ぐ規模の6,800発の核弾頭を保有している(推計)。新STARTのもとで戦略核兵器の削減を進め、核弾頭も継続的に廃棄している。核兵器に関する透明性は、核兵器国の中で最も高い。また、2014年に設立した「核軍縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV)」を主導してきた。他方、2017年に発足したトランプ政権下では核兵器への依存を高めるような政策見直しの可能性が指摘されている。CTBTに対しても消極的な対応が見え始めている。TPNWの交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。日本が主導する核軍縮に関する国連総会決議には、共同提案国として賛成した。</p>	
核不拡散	41/47 (87.2%)
<p>IAEA 保障措置への貢献度や輸出管理体制の信頼性の高さなど、核不拡散に引き続き積極的で、国際社会における取組をリードしている。補完的なアクセスに関する規定を含む IAEA 追加議定書を締結している。他方、米新政権の動向は、イラン核問題に関する共同包括的行動計画 (JCPOA) の今後についての懸念を高めている。</p>	
核セキュリティ	24/41 (58.5%)
<p>IAEA との関係では核セキュリティ関連の国際ワークショップを複数開催し、また核セキュリティ基金への財政的貢献を表明するなどの継続的な関与を行っている。核セキュリティサミットプロセスを牽引したオバマ前政権との対比から、トランプ政権の核セキュリティ政策に注目が集まる状況にあるが、2017年時点では新たな方針は打ち出されていない。</p>	

(2) 核兵器不拡散条約 (NPT) 非締約国

6. インド (NPT 非締約国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	4/98 (4.1%)
核兵器保有数は 120 ~ 130 発程度へと漸増しているとみられる。ICBM 及び SLBM をはじめとする核運搬手段の開発や兵器用核分裂性物質の生産を積極的に継続していると見られる。核軍縮関連の国連総会決議には比較的前向きな投票行動を示した。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。核実験モラトリアムを宣言しているが、CTBT には依然として署名していない。	
核不拡散	15/43 (34.9%)
IAEA 追加議定書を締結しているが、補完的なアクセスに関する規定はない。NSG でインドのメンバー国化が議論されてきたが、2017 年も結論には至らなかった。	
核セキュリティ	22/41 (53.7%)
ほぼすべての関連条約を批准しており、核セキュリティ文化の醸成に向けた取組など、INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置導入も進んでいる。また、IAEA 核セキュリティ計画への貢献として核セキュリティ基金への財政的な関与も行っている。	

7. イスラエル (NPT 非締約国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	0/98 (0.0%)
80 発程度の核兵器を保有しているとみられるが、自国の核保有について一貫して「曖昧政策」(核保有を肯定も否定もしない政策) を採っており、核兵器に関する能力や政策には不明な点が少なくない。CTBT を批准せず、兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムも宣言していない。核軍縮関連の国連総会決議には軒並み反対した。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。	
核不拡散	13/43 (30.2%)
中東非大量破壊兵器地帯の提案に関して、地域の安全保障環境の改善が不可欠だとの主張を続けている。輸出管理体制は整備されている。IAEA 追加議定書は締結していない。	
核セキュリティ	22/41 (53.7%)
不法移転の防止や、核鑑識への取組、GICNT を通じた多国間協力などを実施している。また、INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置導入が進んでいる。	

8. パキスタン (NPT 非締約国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	2/98 (2.0%)
<p>核兵器保有数は 130 ～ 140 発程度に漸増しているとみられる。短・中距離弾道ミサイル開発を進め、低威力・小型核兵器の保有も明らかにしており、核兵器の早期使用の可能性が高まるのではないかと懸念されている。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。核実験モラトリアムを宣言しているが、CTBT には依然として署名していない。ジュネーブ軍縮会議 (CD) では、兵器用核分裂性物質の生産禁止に焦点を当てた条約の交渉開始に引き続き強く反対した。兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムも宣言していない。</p>	
核不拡散	10/43 (23.3%)
<p>IAEA 追加議定書を締結していない。輸出管理制度の強化が図られてきたとされるが、厳格かつ成功裏に実施しているかは明確ではない。</p>	
核セキュリティ	18/41 (43.9%)
<p>法令整備や核物質防護措置の強化において、INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置導入を進めている。不法移転の防止措置やキャパシティ・ビルディングへの貢献にも力を入れているほか、IAEA との関係では 2018 年度の核セキュリティ基金への財政的貢献を表明するなど、積極的に関与している。</p>	

(3) 非核兵器国

9. 豪州 (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	17.5/42 (41.7%)
米国の他の同盟国とともに、一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。CTBT 検証システム発展や発効促進に積極的に取り組んでいる。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。	
核不拡散	56/61 (91.8%)
南太平洋非核地帯条約締約国でもある。IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。豪印原子力協力協定を締結している。	
核セキュリティ	32/41 (78.0%)
すべての関連条約を批准しており、また核セキュリティに関する国際的な取組にも力を入れている。2017 年に IPPAS ミッションの受け入れを完了したほか、NFWG との関連で 2017 年から 2018 年にかけて、東南アジア諸国との核鑑識にかかる活動の実施に向けて調整する意向が示されている。	

10. オーストリア (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	30/42 (71.4%)
核兵器の非人道性に係る問題に続き、TPNW の成立に向けて主導的な役割を担った。核軍縮に係る市民社会との連携にも積極的に取り組んでいる。	
核不拡散	52/61 (85.2%)
核不拡散関連条約・措置などへの参加、義務の履行を着実にやっている。IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。	
核セキュリティ	28/41 (68.3%)
核セキュリティ・原子力安全にかかる主要な条約を批准し、HEU の最小限化や不法移転防止のための措置、キャパシティ・ビルディングなどにも関与している。	

11. ベルギー（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	13.5/42 (32.1%)
北大西洋条約機構（NATO）の核シェアリング政策の一環で、米国の非戦略核兵器が配備されている。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。米国の他の同盟国とともに、一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。CTBT 検証システム発展や発効促進に積極的に取り組んでいる。	
核不拡散	54/61 (88.5%)
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。	
核セキュリティ	28/41 (68.3%)
関連するすべての条約を批准しており、HEU の最小限化や不法移転の防止などに取り組んでいる。2016 年 3 月の同国での同時テロ後に発覚した原発テロ未遂事件を契機に、原子力施設を暫定的に軍の警護下に置くなど、積極的な核セキュリティ強化が進められている。	

12. ブラジル（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	27/42 (64.3%)
TPNW の成立に向けて積極的なイニシアティブを取った。核軍縮関連の国連総会決議にも軒並み賛成票を投じた。	
核不拡散	43/61 (70.5%)
ラテンアメリカ非核兵器地帯条約締約国でもある。核不拡散義務を遵守しているが、IAEA 保障措置協定追加議定書を受諾していない。また、追加議定書の適用は自発的になされるべきだとし、検証標準化にも消極的である。	
核セキュリティ	28/41 (68.3%)
改正核物質防護条約に署名し、対テロ国内法制の整備を進めるほか、国内の高レベル放射性物質の管理及び撤去を実施している。2017 年には IAEA によるコンピュータセキュリティの地域トレーニングコースを開催した。	

13. カナダ (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	19/42 (45.2%)
米国の他の同盟国とともに、一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。CTBT 検証システム発展や発効促進、FMCT の策定に向けた取り組み、核軍縮に関する市民社会との連携に積極的である。	
核不拡散	52/61 (85.2%)
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。インドとの原子力協力として、同国にウランを輸出している。	
核セキュリティ	33/41 (80.5%)
すべての関連条約を批准しており、INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置導入も進んでいる。2017 年にはブラジルやヨルダン、マレーシア、タイ、フィリピン、アフリカ地域など各地での核セキュリティ協力を幅広く推進しつつ、IAEA の核セキュリティ基金への財政的貢献など積極的な関与を行った。また、核鑑識分野での取組も目立っている。	

14. チリ (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	26.5/42 (63.1%)
核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じ、核兵器の非人道性及び法的禁止への賛同を示した。TPNW にも署名している。	
核不拡散	52/61 (85.2%)
ラテンアメリカ非核兵器地帯条約締約国でもある。IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。核関連輸出管理体制の強化は、核不拡散分野における課題となっている。	
核セキュリティ	30/41 (73.2%)
核セキュリティ・原子力安全にかかる主要な条約を批准し、不法移転防止、核鑑識分野やキャパシティ・ビルディングなどで積極的な貢献を行っているほか、国内の HEU を撤去完了するなどの成果も挙げている。	

15. エジプト（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	17/42 (40.5%)
核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じ、決議「多国間核軍縮交渉の前進」を含め、核兵器の非人道性及び法的禁止への賛同を示した。しかしながら、TPNWには署名していない。核軍縮の推進に積極的に取り組んでいるとは言えず、CTBTも批准していない。	
核不拡散	37/61 (60.7%)
中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けて積極的にイニシアティブを取ってきた。他方、IAEA 保障措置協定追加議定書を締結していない。輸出管理関連の国内法を有し、執行担当部局の設置等に取り組む姿勢をみせているが、同国の輸出管理は依然として不十分であるとみられる。アフリカ非核兵器地帯条約には署名しているものの批准していない。	
核セキュリティ	14/41 (34.1%)
核物質防護条約と改正核物質防護条約の署名を経て、不法移転の防止に関する国内法整備やIAEA主催の国際トレーニングコースの開催、またCOEを活用した核セキュリティ文化の醸成、キャパシティ・ビルディングへの取組など、いくつかの領域で前進が見られた。	

16. ドイツ（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	14/42 (33.3%)
核軍縮への積極的な取組を続けている。核兵器の非人道性及び法的側面に関する国連総会決議には反対または棄権した。TPNWの交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。米国の他の同盟国とともに、一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。NATOの核シェアリング政策の一環で、米国の非戦略核兵器が配備されている。	
核不拡散	56/61 (91.8%)
IAEA追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。	
核セキュリティ	28/41 (68.3%)
すべての関連条約を批准しており、またキャパシティ・ビルディングや核鑑識などの国際的な取組にも積極的に関与している。2017年には、コンピュータセキュリティや輸送の安全に関する複数のトレーニングコースの実施を通じて、IAEAの核セキュリティ強化の取組に貢献したほか、ITWG年次会合を開催した。	

17. インドネシア (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	24/42 (57.1%)
核軍縮に関する諸会合で、核軍縮の推進を積極的に提唱してきた。核軍縮関連の国連総会決議にも軒並み賛成票を投じ、核兵器の非人道性及び法的禁止への賛同を示した。TPNW にも署名している。	
核不拡散	48/61 (78.7%)
東南アジア非核兵器地帯条約締約国でもある。非同盟運動 (NAM) 諸国が IAEA 追加議定書の受け入れに積極的ではないなかで、インドネシアはこれを締結し、統合保障措置が適用されている。他方、輸出管理については、汎用品に関するリストを整備しておらず、キャッチオール規制も行っていない。	
核セキュリティ	30/41 (73.2%)
国内の HEU 撤去を 2017 年に完了し、東南アジアをリスクのある核物質の存在しない地域にすることに貢献した。不法移転防止措置の実施や、国内に設置した核セキュリティと緊急対応のための中核的研究拠点 (I-CoNSEP) によるキャパシティ・ビルディングを進めている。	

18. イラン (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	15/42 (35.7%)
核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じ、核兵器の非人道性及び法的禁止への賛同を示した。他方で、CTBT を依然として批准していないなど、必ずしも核軍縮の推進に積極的だとは言えない。TPNW にも署名していない。	
核不拡散	37/61 (60.7%)
2015 年 7 月に合意した共同包括的行動計画 (JCPOA) を遵守している。IAEA 追加議定書の批准は実現していないが、その暫定的な適用が開始され、補完的なアクセスも実施された。	
核セキュリティ	10/41 (24.4%)
INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置の適用が一部で進められているものの、関連する条約の批准や、HEU の最小限化、不法移転の防止、核セキュリティ・イニシアティブへの参加などのいずれにおいても、目立った進展は見られない。	

19. 日本（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	23.5/42 (56.0%)
米国の他の同盟国とともに、一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。安全保障面では核兵器を含む米国の拡大抑止に依存しながらも、非核兵器国として、また、唯一の被爆国として、NPT や国連をはじめとする多国間枠組みの中で、CTBT の発効促進、核兵器に係る透明性の向上、軍縮・不拡散教育の実施をはじめ、核軍縮を積極的に推進する立場をとり続けてきた。	
核不拡散	53/61 (86.9%)
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。日印原子力協力協定（2016年11月締結）を批准した。	
核セキュリティ	29/41 (70.7%)
様々なワークショップやトレーニングコースの開催など、IAEA による核セキュリティ強化に貢献し、また内部脅威対策の強化のように INFCIRC/255/Rev.5 の勧告措置導入にもさらなる進展があった。2017年には、経験豊富な COE（JAEA-ISCN）を活用した地域諸国へのキャパシティ・ビルディング活動や多国間協力に加えて、GINCT 総会の開催など、国際的な取組にも積極的に関与した。	

20. カザフスタン（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	24/42 (57.1%)
CTBT に関して、検証システム発展や発効促進への取組をはじめ、積極的に貢献してきた。核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じ、核兵器の非人道性及び法的禁止への賛同を示した。TPNW には署名していない。	
核不拡散	47/61 (77.0%)
中央アジア非核兵器地帯条約締約国でもある。IAEA 追加議定書を締結し、拡大結論が導出されている。IAEA 低濃縮ウランバンクの運用が開始された。	
核セキュリティ	26/41 (63.4%)
関連するすべての条約を批准しており、INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置導入も進んでいるほか、国際的な取組にも積極的に関与している。新たな「核セキュリティグローバルサミット」を開催する意向を表明している。	

21. 韓国（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	14/42 (33.3%)
TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。CTBT 検証システム発展や発効促進に積極的に取り組んでいる。米国の他の同盟国とともに、一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。	
核不拡散	51/61 (83.6%)
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。NPT 脱退問題に関して、積極的な発言を続けてきた。北朝鮮の核の脅威が高まるなかで、国内では政府外から、米国による韓国への核兵器再配備、さらにはその核兵器の共有などを求める主張も見られた。	
核セキュリティ	37/41 (90.2%)
関連するすべての条約を批准しており、HEU 利用の最小限化や不法移転の防止に加えて国際的な取組にも積極的に参加している。2017 年には、物理的防護システム評価にかかるトレーニングコース開催のように、IAEA の核セキュリティ強化の取組に貢献したほか、バーチャルリアリティを活用した核関連施設への妨害破壊行為評価システムの構築など、先進的な取組を進めた。	

22. メキシコ（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	27.5/42 (65.5%)
核兵器の非人道性に係る問題に続き、TPNW の成立に向けて主導的な役割を担った。条約にも署名している。	
核不拡散	50/61 (82.0%)
ラテンアメリカ非核兵器地帯条約締約国でもある。IAEA 保障措置協定追加議定書を締結しているが、拡大結論は導出されていない。	
核セキュリティ	30/41 (73.2%)
2017 年には、核セキュリティ情報交換・調整に関する地域会議を開催して IAEA による核セキュリティ強化の取組に協力した。ほぼすべての関連条約を批准しているほか、INFCIRC/255/Rev.5 の勧告措置導入、HEU 最小限化、不法移転防止などを進めてきた。	

23. オランダ（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	15/42 (35.7%)
TPNW 交渉会議に核保有国・同盟国のなかで唯一参加した。条約の採択に反対し、署名もしていない。米国の他の同盟国とともに、一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。拡大抑止への依存の点では、NATO の核シェアリング政策の一環で米国の非戦略核兵器が配備されている。	
核不拡散	55/61 (90.2%)
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。	
核セキュリティ	32/41 (78.0%)
すべての関連条約を批准しており、HEU 利用の最小限化、不法移転防止や国際的な取組にも積極的に関与している。特に、核鑑識分野ではオランダ鑑識研究所（NFI）を中心とする「核セキュリティに関する技術革新 5 年プロジェクト」を牽引している。	

24. ニュージーランド（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	30/42 (71.4%)
TPNW の策定に積極的に関与し、条約にも署名した。国連総会など様々な場で核軍縮の推進を積極的に提唱している。CTBT 検証システム発展や発効促進に積極的に取り組んでいる。	
核不拡散	55/61 (90.2%)
南太平洋非核地帯条約締約国でもある。IAEA 追加議定書を締結し、拡大結論が導出されている。	
核セキュリティ	27/41 (65.9%)
INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置導入を進めているほか、HEU 利用の最小限化や不法移転の防止に取り組んでいる。2017 年に IPPAS ミッションの受け入れを完了し、また IAEA による核セキュリティ基金への財政的貢献を表明している。	

25. ナイジェリア (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	23.5/42 (56.0%)
核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じ、TPNW にも署名した。	
核不拡散	45/61 (73.8%)
アフリカ非核兵器地帯条約締約国でもある。IAEA 保障措置協定追加議定書を締結しているが、拡大結論は導出されていない。輸出管理や核セキュリティに関する国内実施は、他国と比べて十分になされているとは言い難い。	
核セキュリティ	23/41 (56.1%)
すべての関連条約を批准しており、HEU 利用の最小限化や不法移転の防止にも取り組んでいる。2017 年には、独立した規制当局の設置や、核セキュリティ及び原子力平和利用にかかる法令の採択など、INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置導入において前進が見られた。また、新たに GICNT に参加するなど国際的な取組への関与も強めている。	

26. ノルウェー (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	15.5/42 (36.9%)
米国の他の同盟国とともに、一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。	
核不拡散	54/61 (88.5%)
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。	
核セキュリティ	28/41 (68.3%)
すべての関連条約を批准しており、不法移転の防止やキャパシティ・ビルディング活動などに積極的に関与している。HEU の最小限化に係るバスケット提案評価のための国際会議を IAEA の協力のもとに 2018 年に開催予定である。	

27. フィリピン（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	27/42 (64.3%)
核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じ、TPNWにも署名した。	
核不拡散	50/61 (82.0%)
東南アジア非核兵器地帯条約締約国でもある。IAEA追加議定書を締結し、拡大結論が導出されている。キャッチオール規制の導入を含め、輸出管理制度の整備も進めている。	
核セキュリティ	28/41 (68.3%)
国内のHEU撤去を完了しており、不法移転の防止やキャパシティ・ビルディング活動にも取り組んでいる。また、INFCIRC/225/Rev.5の勧告措置の導入が進んでいる。	

28. ポーランド（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	12/42 (28.6%)
他の多くのNATO加盟国と同様に、核兵器の法的禁止には慎重な姿勢をとる。TPNWの交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。米国の他の同盟国とともに、一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。	
核不拡散	52/61 (85.2%)
IAEA追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。	
核セキュリティ	30/41 (73.2%)
関連条約をすべて批准し、INFCIRC/225/Rev.5の勧告措置導入を進めている。国内のHEU撤去を完了し、国内のすべての研究炉をLEUで運用している。	

29. サウジアラビア (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	13/42 (31.0%)
核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じ、核兵器の非人道性及び法的禁止への賛同を示した。他方、TPNW や CTBT には署名していない。	
核不拡散	36/61 (59.0%)
IAEA 追加議定書を締結しておらず、輸出管理についても十分な取組はなされていないとみられる。	
核セキュリティ	21/41 (51.2%)
すべての関連条約を批准しているほか、キャパシティ・ビルディング活動にも関与している。独立した核及び放射性物質の安全にかかる規制当局の 2018 年中の設置を予定しており、関連する国内法整備も進めるなど、INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置導入に努めている。また、新たに GICNT に加入するなど国際的な取組への関与に前進があった。	

30. 南アフリカ (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	25.5/42 (60.7%)
核兵器の非人道性に係る問題に続き、TPNW の策定に向けて主導的な役割を担った。条約にも署名している。	
核不拡散	53/61 (86.9%)
アフリカ非核兵器地帯条約締約国でもある。IAEA 追加議定書を締結し、拡大結論が導出されている。他方、追加議定書の適用は自発的になされるべきだと主張しており、追加議定書の検証標準化には消極的である。	
核セキュリティ	25/41 (61.0%)
改正核物質防護条約を除き、核セキュリティ・原子力安全に関する主要な条約をすべて批准している。これまでに INFCIRC/225/Rev.5 に基づき、国内法令の整備や核物質防護措置の強化が進められている。南アフリカは国内に核セキュリティ COE を設置している。	

31. スウェーデン（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	26/42 (61.9%)
TPNW 交渉会議に参加し、採択に賛成したが、署名はしていない。国連総会など様々な場で、核軍縮の推進を積極的に提唱している。CTBT 検証システム発展や発効促進に積極的に取り組んでいる。	
核不拡散	53/61 (86.9%)
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。	
核セキュリティ	38/41 (92.7%)
関連するすべての条約を批准しているほか、HEU 最小限化や不法移転防止への対応に加えて、国際的な取組にも積極的な参加を行っている。	

32. スイス（非核兵器国）

評点 / 最高評点（評点率）

核軍縮	24.5/42 (58.3%)
TPNW 交渉会議に参加し、採択に賛成したが、署名はしていない。国連総会など様々な場で、核軍縮の推進を積極的に提唱している。CTBT 検証システム発展や発効促進に積極的に取り組んできた。市民社会との連携にも積極的である。核兵器のための投資を制限する国内法を制定している。	
核不拡散	50/61 (82.0%)
IAEA 保障措置協定追加議定書を締結しており、拡大結論が導出された。輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。	
核セキュリティ	32/41 (78.0%)
関連するすべての条約を批准しており、核鑑識分野での貢献や国際的な取組にも積極的に参加している。IAEA の核セキュリティ基金への財政的貢献を表明しており、また 2018 年には ITWG 年次会合の開催を予定している。	

33. シリア (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	8/42 (19.0%)
核兵器の非人道性及び法的禁止を含め核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じる一方、TPNW には署名していない。CTBT にも署名せず、核軍縮に積極的に取り組んでいるわけではない。	
核不拡散	21/61 (34.4%)
秘密裏の原子炉建設疑惑 (シリアは否定) について、IAEA からの再三の求めにもかかわらず、シリアは依然として対応していない。IAEA 追加議定書を締結しておらず、輸出管理の適切な実施もなされていない。	
核セキュリティ	3/41 (7.3%)
2017 年に原子力安全条約を新たに批准した一方、不法移転の防止、INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置の適用や国際的な取組への参加などには現時点で進展が見られない状況にある。	

34. トルコ (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	8/42 (19.0%)
米国の他の同盟国とともに、一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。TPNW の交渉会議には参加せず、条約にも署名していない。	
核不拡散	50/61 (82.0%)
IAEA 追加議定書を締結し、拡大結論が導出されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。	
核セキュリティ	28/41 (68.3%)
ほぼすべての関連条約を批准しており、HEU 利用の最小限化や不法移転の防止にも関与している。国内での INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置導入を進めており、また 2018 年に IPPAS ミッションの受け入れを予定している。	

35. アラブ首長国連邦 (UAE) (非核兵器国)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	22/42 (52.4%)
核兵器の非人道性及び法的禁止を含め核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じる一方、TPNWには署名していない。	
核不拡散	45/61 (73.8%)
中東では数少ないIAEA追加議定書の締約国である。拡大結論は導出されていない。輸出管理に関して、キャッチオール規制を規定しているが、実際にどれだけ実効的に運用されているかは明確ではない。	
核セキュリティ	28/41 (68.3%)
すべての関連条約を批准しており、不法移転の防止やINFCIRC/225/Rev.5の勧告措置の導入を進めている。また、IAEAの核セキュリティ基金への財政的貢献を新たに表明している。	

(4) その他

36. 北朝鮮 (その他)

評点 / 最高評点 (評点率)

核軍縮	-8/98 (-8.2%)
<p>「水爆実験」と称する第 6 回核実験、ICBM を含む多くの弾道ミサイル発射実験を実施するなど、核兵器、及びその運搬手段である弾道ミサイルの開発に係る活動を前年に続き活発に展開した。日米韓に対する核先制攻撃などの威嚇を繰り返している。核抑止力の強化を繰り返し言明し、兵器用核分裂性物質の生産を意図しているとみられる活動を継続するなど、非核化を明確に拒否した。TPNW 交渉会議に参加せず、条約への署名も行っていない。CTBT にも署名していない。</p>	
核不拡散	0/61 (0.0%)
<p>2003 年に脱退を表明した NPT をはじめとして、核不拡散に関する国際的な条約、義務あるいは規範をほとんど受け入れていない。国連安保理決議に反する核・ミサイル開発を継続し、様々な不法取引及び違法調達活動に従事していると分析されている。</p>	
核セキュリティ	-2/41 (-4.9%)
<p>関連する条約の批准や、HEU 最小限化、不法移転の防止、INFCIRC/225/Rev.5 の勧告措置の適用、核セキュリティ・イニシアティブへの参加などのいずれにおいても取組は進んでいない。</p>	